平成25年3月22日 第2473号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



# ■ 目次 ■

告示

〇大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出( $1$ $1$ $1$ $1$ $2$ · 商業貿易課) $1$
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(113、114・商業貿易課) 3
○基本測量終了の通知(115・建設政策課)・・・・・・・・・・・・・5
○道路区域の変更(116・秋田地域振興局建設部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○道路区域の変更(117・仙北地域振興局建設部) 5
公告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活力創造課) 2件
○情報集約配信システム構築に係る公告(情報企画課)
○主要農作物の奨励品種の採用(水田総合利用課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○県営土地改良事業計画の決定(山本地域振興局農林部) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部) 2件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部) 2件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○県営土地改良事業工事の完了(雄勝地域振興局農林部) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
教育委員会規則
○教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則(2・教育庁総務課)・・・・・・・・・・・9
○秋田県立海洋技術高等学校練習船に関する規則を廃止する規則(3・高校教育課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
教育委員会告示
〇秋田県指定有形文化財(絵画)の指定(3・文化財保護室) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
$\bigcirc$ 秋田県指定有形文化財(古文書)の指定( $4$ ・文化財保護室) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
$\bigcirc$ 秋田県指定有形文化財(考古資料)の指定( $5$ ・文化財保護室) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○秋田県指定有形文化財(工芸品)の名称変更(6・文化財保護室)

# 告示

## 秋田県告示第111号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社タカヤナギ 代表取締役 髙栁 智史 大仙市川目字町東33番地
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 グランマート堤脇店 由利本荘市堤脇15番地
- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

- (ア) 変更前 グランマート堤脇店
- (イ) 変更後

グランマート本荘南店

- イ 大規模小売店舗を設置する者
  - (ア) 変更前

秋田県公報

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳 恭侑 大仙市川目字町東33番地

(イ) 変更後

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高栁 智史 大仙市川目字町東33番地

- (4) 変更の年月日
  - ア 大規模小売店舗の名称

平成22年7月23日

イ 大規模小売店舗を設置する者 平成23年10月1日

- (5) 変更する理由
  - ア 大規模小売店舗の名称 店舗イメージ確立のため
  - イ 大規模小売店舗を設置する者 代表者の変更のため
- 2 届出年月日

平成25年3月13日

- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所

秋田県庁舎1階 県政情報資料室 由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

平成25年3月22日から同年7月22日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第112号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社タカヤナギ 代表取締役 高栁 智史 大仙市川目字町東33番地
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 グランマート本荘石脇店 由利本荘市石脇字田尻野2番4 外9筆
- (3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

ア 変更前

グランマート本荘石脇店

イ 変更後

グランマート石脇店

(4) 変更の年月日

平成24年10月26日

(5) 変更する理由

店舗イメージ確立のため

2 届出年月日

平成25年3月13日

- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所

秋田県庁舎1階 県政情報資料室

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

平成25年3月22日から同年7月22日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

# 秋田県告示第113号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社タカヤナギ 代表取締役 髙柳 智史 大仙市川目字町東33番地
  - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランマート本荘南店

由利本荘市堤脇15番地

(3) 変更しようとする事項

ア 小売業を行う者の開店時刻

(ア) 変更前

午前9時

(イ) 変更後

午前8時

ただし、毎年8月13日は午前7時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - (ア) 変更前

午前8時45分から午後11時15分まで

(イ) 変更後

午前7時45分から午後11時15分まで

ただし、毎年8月13日は午前6時45分から午後11時15分まで

(4) 変更する年月日

平成25年4月1日

(5) 変更する理由

営業機会の拡大のため

2 届出年月日

平成25年3月13日

- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 縦覧場所

県庁本庁舎1階 県政情報資料室 由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

平成25年3月22日から同年7月22日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第114号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出が あったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供 する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社タカヤナギ 代表取締役 髙栁 智史 大仙市川目字町東33番地
  - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランマート石脇店

由利本荘市石脇字田尻野2番4 外9筆

(3) 変更しようとする事項

ア 小売業を行う者の開店時刻

(ア) 変更前

午前9時

(イ) 変更後

午前8時

ただし、毎年8月13日は午前7時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - (ア) 変更前

午前8時45分から午後11時15分まで

(イ) 変更後

午前7時45分から午後11時15分まで

ただし、毎年8月13日は午前6時45分から午後11時15分まで

(4) 変更する年月日

平成25年4月1日

(5) 変更する理由

営業機会の拡大のため

2 届出年月日

平成25年3月13日

- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 縦覧場所

県庁本庁舎1階 県政情報資料室

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

平成25年3月22日から同年7月22日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第115号

平成24年秋田県告示第593号の基本測量について、平成24年11月30日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知が あったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 秋田県告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

# 1 道路の区域

道種	各の類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県		旧	北の又井 川線	A	南秋田郡井川町葹田字中ノ目24番地先から字轡 田210番地先まで	6.00~10.00	0.896
	道	新	北の又井	А	南秋田郡井川町葹田字中ノ目24番地先から字轡 田210番地先まで	6.00~10.00	0.896
			川線	В	"	10.00~40.00	0.860

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年3月22日から同年4月4日まで

## 秋田県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道種	路の類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道		III.	湯沢雄物	A	大仙市角間川町字二本杉25番 1 から藤木字東八 圭106番まで	6.80~61.60	1.716
	旧	川大曲線	В	"	6.00~26.20	1.709	
		新	湯沢雄物 川大曲線	A	大仙市角間川町字二本杉25番 1 から藤木字東八 圭106番まで	6.80~61.60	1.716

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年3月22日から同年4月4日まで

# 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成25年3月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 釣り環境保全ネットワーク

3 代表者の氏名

橋 本 史 俊

4 主たる事務所の所在地

湯沢市

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々が内水面に関する理解を深め、人と水と地域とが共生する生活環境の向上を図るため、釣り文化の普及や釣り環境の保全に関する事業を行い、地域全域の新たな活性化と振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成25年3月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 秋田移住定住総合支援センター

3 代表者の氏名

荒谷紘毅

4 主たる事務所の所在地 秋田市山王中園町11番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県外から秋田県内への移住を希望する者と、既に秋田県へ移住している者に対して、円滑な移住 促進支援と確実な定住を目指すための支援に関する事業を行い、人口増と移住者定住者の経験と資産が、多様な地域 活性化に寄与することを目的とする。

情報集約配信システムの構築について、公募型プロポーザルにより業務委託候補者を選定することとしたので、次のとおり公告する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 企画提案書の提出を求める事項
- (1) 名称

情報集約配信システム構築

(2) 目的及び概要

「企画提案依頼書」で定める各事項による。

(3) 履行場所

秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎5階 秋田県企画振興部情報企画課

(4) 履行期間

契約締結の日から平成25年9月30日まで

2 企画提案書を提出する者の資格

次に掲げる事項のいずれも満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に

基づく民事再生手続開始申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (3) 公告日から委託候補者を選定するまでの間に秋田県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県内に本社、支社又は営業所、事業所を有すること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 企画提案依頼書等の交付期間及び交付場所
- (1) 企画提案依頼書の交付期間は、公告の日から平成25年5月7日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
- (2) 交付場所は、1の(3)で定める場所で直接交付する。
- (3) 交付方法は、紙及び電子媒体(CD-ROM)により交付する。
- 4 参加資格の確認手続
  - (1) 提出書類
    - ア 参加資格確認申請書
    - イ 会社概要等整理表
    - ウ 受注実績整理表

(過去5年の間に国又は地方公共団体等において同種のシステムを構築した実績がある場合に作成すること。)

- 工 従事技術者証明書
- オ 共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する協定書
- (2) 提出方法は、1の(3)で定める場所に直接持参すること。
- (3) 提出期限は、平成25年5月7日午後5時までとする。
- (4) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であるかどうかを警察本部に照会する場合がある。
- 5 公募期間

応募者は、企画提案依頼書で定める企画提案書を公告日から平成25年5月7日までに提出すること。

- 6 企画提案審査
- (1) 開催日は、平成25年5月中旬を予定している。
- (2) 開催場所は、1の(3)で定める場所を予定している。
- 7 その他
- (1) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。
- (2) 問い合わせ先

秋田県企画振興部情報企画課調整·IT改革班

電話 018-860-4207

水稲うるち「秋のきらめき」及び「つぶぞろい」を秋田県主要農作物奨励品種に採用したので、公告する。 なお、水稲うるち「秋のきらめき」及び「つぶぞろい」の来歴及び特性は、次のとおりである。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

品種名	来歷	特性		
四 怪 石	来  歴	熟期	適地	
秋のきらめき	母 岩南16号 (いわてっこ) 父 秋系483	早生の早	県内中山間地域	
つぶぞろい	母 秋田59号   (めんこいな)   父 奥羽366号   (ちゅらひかり)	晚生	県内平坦部	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小坂町土地改良区から申請があった定款変更につ いて、平成25年3月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、能代市二ツ井町麻生字下田平11番地1工藤弘美ほ か16人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、 公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(下田平地区農地集積加速化基盤整備事業)計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年3月25日から同年4月19日まで
- 3 縦覧場所 能代市二ツ井地域局環境産業課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、男鹿市福川土地改良区から申請があった定款変更 について、平成25年3月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新城川土地改良区から申請があった定款変更につ いて、平成25年3月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、仙北市西木土地改良区から申請があった定款変更 について、平成25年3月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、仙北市田沢湖若松堰土地改良区から申請があった 定款変更について、平成25年3月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行 に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 大仙市太田町小神成字南田ノ尻68番地 高橋幸晴ほか28人
- (1) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(小神成太田地区農地集積加速化基盤整備事業)計画書の写し
- (2) 縦覧期間 平成25年3月25日から同年4月19日まで
- (3) 縦覧場所 大仙市役所農林振興課及び大仙市太田支所農林建設課
- 2 大仙市刈和野字加賀戸67番地 太田万助ほか14人
  - (1) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (高屋敷地区農地集積加速化基盤整備事業) 計画書の写し
  - (2) 縦覧期間 平成25年3月25日から同年4月19日まで
  - (3) 縦覧場所 大仙市役所農林振興課、大仙市西仙北支所農林建設課及び大仙市神岡支所農林建設課

県営土地改良事業(岩の沢地区ため池等整備事業)につき、その工事を平成25年2月28日完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

# 教育委員会規則

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

秋田県教育委員会委員長 緒 股 春 夫

#### 秋田県教育委員会規則第二号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

第十一条第一項中「第三条」を「第二条」に改める。教育機関の管理及び運営に関する規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第六条」や「第五条」に改める。

第十三条の二第一項中「第八条」を「第七条」に改める。

項」を「第二条第一項」に改める。第十三条の三第一項中「「第三条」」を「「第二条」」に、「第九条第二項」を「第八条第二項」に、「第三条第一

第十三条の四中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

め、同頃第一号及び第二号を削る。第三十三条第一項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間」を「午前十時から午後六時まで」に改

号までを削り、同条第二項を次のように改める。第三十四条第一項中「の休館日は、次に掲げる日」を「には、休館日を設けないもの」に改め、同項第一号から第三

- 第三十四条に次の一項を加える。2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館日を設けることができる。
- る。 - 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定による臨時の休館日であっても美術館を使用させることができ

開館時間及び」の下に「臨時の」を加える。定によりこれを変更し、又は同項の規定により読み替えて適用される第三十四条第二項の規定により」に改め、「そのを変更し、若しくは」を「を定め、若しくは変更し、第二項の規定により読み替えて適用される第三十三条第二項の規読み替えて適用される第三十三条第二項若しくは第三十四条第二項において準用する第十条第二項の規定によりこれらにおいて準用する第十条第二項」を削り、同条第三項中「及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定によりに、「これらを」を「これを」に改め、同条第二項中「において準用する第十条第二項」及び「及び第三十四条第二項」に、「第三十三条第一項に定める開館時間又び第三十四条第一項に定める休館日」を「同項に定める開館時間」第三十六条の二第一項中「及び休館日」を削り、「第三十三条第一項及び第三十四条第一項」を「第三十三条第一項」を「第三十三条第一

# 宗 宗

第十三条の三第一項及び第十三条の四の改正規定は、公布の日から施行する。この規則は、平成二十五年九月二十八日から施行する。ただし、第十一条第一項、第十二条、第十三条の二第一項、

秋田県立海洋技術高等学校練習船に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

秋田県教育委員会委員長 緒 股 春 夫

# 秋田県教育委員会規則第三号

秋田県立海洋技術高等学校練習船に関する規則を廃止する規則

秋田県立海洋技術高等学校練習船に関する規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第五号)は、廃止する。

## 温率

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 教育委員会告示

#### 秋田県教育委員会告示第3号

秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(絵画)に指定する。

平成25年3月22日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

名 称	員数	所 在 地	所有者
佐竹曙山 写生帖	3 ∰	秋田市中通二丁目3番8号 秋田市立千秋美術館	秋田市

# 秋田県教育委員会告示第4号

秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形 文化財(古文書)に指定する。

平成25年3月22日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

名 称	員数	所 在 地	所有者
秋田藩家蔵文書	61∰	秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館	秋田県

# 秋田県教育委員会告示第5号

秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形 文化財(考古資料)に指定する。

平成25年3月22日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

名 称	員数	所 在 地	所有者
伊勢堂岱遺跡出土品	274点	北秋田市材木町2番3号	北秋田市
		北秋田市文化会館	
		北秋田市上杉字金沢448番地	
		大野台ハイランド体育館	
		秋田市金足鳰崎字後山52番地	
		秋田県立博物館	

## 秋田県教育委員会告示第6号

秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる秋田県指定 有形文化財(工芸品)の名称を改めて、同表右欄に掲げるとおりとする。

平成25年3月22日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

	左	欄		右欄
名 称	指定年月日	所 在 地	所有者	新 名 称
刀 銘羽州住兼廣作 安政四年二月吉日		秋田市金足鳰崎字後山52番地 秋田県立博物館	秋田県	刀 銘羽州住兼廣作 安政四年三月吉日